

身体に障がいのある方に対する軽自動車税種別割減免の判定方法の見直しについて(お知らせ)

大分県内の各市町村では、障がい者手帳をお持ちの方が所有(取得)する軽自動車について、一定の要件を満たす場合に、軽自動車税種別割を減免しておりますが、身体に障がいのある方の幅広い社会参加をより一層支援していくため、令和3年度課税分から、同一の障がい区分(下肢不自由など)、等級で2つの重複する障がいを有する方の減免の判定方法を次のとおり見直します。

見直しの内容

障がいの状況	現 行	見直し後
同一の障がい区分、等級で2つの重複する障がいがある場合	個別の障がい等級で判定	個別の障がい等級の1級上の等級で判定(※)

※ 但し、2つの重複する障がいが身体障害者福祉法施行規則別表第5号の表中に指定されているのは当該等級とします。

例: 下肢不自由で3級以上を要件とする「家族等運転」の場合

身体障がい者手帳に表1のとおり表記されている場合、現行の取扱いでは個別の等級である「下肢4級」となり減免の対象となりませんが、見直し後は表2のとおり1級上の「下肢3級」で判定することとなり、減免の対象になります。なお、**その他の要件もありますので詳しくは、各市町村の課税担当課までお問い合わせください。**

表1

個別の障がい名・等級
右下肢の機能の著しい障がい(4級)
左下肢の膝関節の機能を全廃したもの(4級)



表2

同一の障がい区分(下肢不自由)、等級(4級)で 2つの重複する障がいがある場合、個別の障がいの等級の1級上の等級
下肢3級(減免対象)

減免の内容

減免の対象となる車両の軽自動車税種別割を減免します。(障がい者1人について1台)

なお、減免対象の車両は、普通自動車も含めて「障がい者1人について1台」であるため、自動車税種別割で既に同様の減免を受けている場合は、軽自動車税種別割の減免は受けられません。

実施の時期

令和3年度課税分から

問い合わせ先

- | | | | |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| ○大分市 税制課 諸税担当班 | ☎097-537-7314 | ○杵築市 税務課 市民税係 | ☎0978-62-1805 |
| ○別府市 市民税課 税制係 | ☎0977-21-1119 | ○宇佐市 税務課 市税係 | ☎0978-27-8129 |
| ○中津市 税務課 市民税係 | ☎0979-22-1116 | ○豊後大野市 税務課 民税係 | ☎0974-22-1001 |
| ○日田市 税務課 税制窓口係 | ☎0973-22-8397 | ○由布市 税務課 課税係 | ☎097-582-1269 |
| ○佐伯市 課税課 市民税係 | ☎0972-22-4501 | ○国東市 税務課 市民税係 | ☎0978-72-5156 |
| ○臼杵市 税務課 市税グループ | ☎0972-86-2704 | ○姫島村 税務課 | ☎0978-87-2275 |
| ○津久見市 税務課 課税班 | ☎0972-82-9512 | ○日出町 税務課 住民税係 | ☎0977-73-3123 |
| ○竹田市 税務課 課税係 | ☎0974-63-1111 | ○九重町 税務課 課税グループ | ☎0973-76-3803 |
| ○豊後高田市 税務課 市民税係 | ☎0978-25-6182 | ○玖珠町 税務課 住民税班 | ☎0973-72-1114 |